

徳島県教育委員会と徳島新聞社との 「県立学校での新聞利用等に関する協定書」の締結について

1 目的

新学習指導要領では、今回の改訂で新たに、小学校第5・6学年の国語の内容で新聞活用について記述されたことをはじめ、各教科等において思考力・読解力・表現力等を育む学習が重視されている。

これまでも著作権法第35条により新聞記事を利用した授業の実施は可能であったが、本協定書により、県立学校では校内掲示や研修等で利用することができ、児童生徒の言語活動の充実や学習意欲高揚、さらに教員の指導力向上を図ることができる。

2 調印式

(1) 期日

平成23年2月25日(金) 10:30～11:00

(2) 会場

徳島県教育委員会 教育委員室

(3) 出席者

徳島新聞社	社長	植田 和俊 他
徳島県教育委員会	教育長	福家 清司 他

3 協定書の内容

(1) 県立学校において、授業以外の学校関係資料の作成等に関しても、徳島新聞社が著作権を有する新聞記事を二次利用することができる。

- ・授業に関する自宅学習
- ・学校通信や学級通信、学校誌
- ・授業の参観者への資料
- ・校内等で行う研修の資料
- ・学校内での掲示
- ・PTA研修の資料 等

(2) 授業に利用するための徳島新聞の購入代金は、協議の上決めることができる。

(3) 希望する学校に新聞記者の派遣を受け、新聞の作り方及び取材体験を聞くことができる。

(4) 希望する学校からの職場体験学習を可能な限り受け入れてもらうことができる。

(5) 学校等が行う古紙回収活動について、支援を受けることができる。

(6) 市町村教育委員会と徳島新聞社との協定を締結できるように協力する。